

(公印省略)
砂第1152号の3
令和6年6月28日

兵庫県行政書士会会長
一般社団法人兵庫県建設業協会会長
公益社団法人兵庫県建築士会会長
一般社団法人兵庫県建築士事務所協会会長
一般社団法人兵庫県測量設計業協会会長

} 様

兵庫県土木部砂防課長

土砂災害警戒区域等の指定について（通知）

本県の砂防行政につきましては、平素から格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。
下記1の地区について、下記2のとおり指定しましたので、会員の皆様方への周知をお願いします。

記

- 1 改正または解除地区
神戸市垂水区名谷町ほか
- 2 指定区域数及び公示日等
 - (1) 土砂災害警戒区域
一部改正 1箇所（急傾斜地の崩壊）
令和6年6月28日兵庫県告示第611号
 - (2) 土砂災害特別警戒区域
一部改正 1箇所（急傾斜地の崩壊）
令和6年6月28日兵庫県告示第613号
解 除 4箇所
令和6年6月28日兵庫県告示第614号、第615号、第616号
- 3 公示の相談窓口（関係土木事務所）
神戸県民センター神戸土木事務所管理課（電話：078-737-2135）

砂防課管理班 大野 電話 078-341-7711(代) 内線 4462
--

(公印省略)
砂第1141号の3
令和6年6月28日

兵庫県行政書士会会長
一般社団法人兵庫県建設業協会会長
公益社団法人兵庫県建築士会会長
一般社団法人兵庫県建築士事務所協会会長
一般社団法人兵庫県測量設計業協会会長

} 様

兵庫県土木部砂防課長

土砂災害警戒区域等の指定について（通知）

本県の砂防行政につきましては、平素から格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。
下記1の地区について、下記2のとおり指定しましたので、会員の皆様方への周知をお願いします。

記

- 1 指定地区
宝塚市山手台東
- 2 指定区域数及び公示日等
 - ・土砂災害警戒区域 6箇所（急傾斜地の崩壊）
令和6年6月28日兵庫県告示第610号
 - ・土砂災害特別警戒区域 5箇所（急傾斜地の崩壊）
令和6年6月28日兵庫県告示第612号
- 3 公示の相談窓口（関係土木事務所）
阪神北県民局宝塚土木事務所管理第2課（電話：0797-83-3183）

砂防課管理班 大野 電話 078-341-7711(代) 内線 4462
--

兵庫県公報

令和6年6月28日 金曜日 第527号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示		ページ
○ まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（水産漁港課）	2	2
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（同）	2	2
○ 同 上（同）	3	3
○ 同 上（同）	4	4
○ 同 上（同）	5	5
○ 同 上（同）	5	5
○ 同 上（同）	6	6
○ 同 上（同）	7	7
○ 車両制限令に基づく道路の指定（道路保全課）	8	8
○ 同 上（同）	8	8
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	9	9
○ 平成23年兵庫県告示第805号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	9	9
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	9	9
○ 令和2年兵庫県告示第1248号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	10	10
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	10	10
○ 同 上（同）	10	10
○ 同 上（同）	11	11
○ 阪神間都市計画学校事業の認可（都市計画課）	11	11
○ 同 上（同）	11	11
○ 同 上（同）	12	12
○ 同 上（同）	12	12
○ 同 上（同）	13	13
○ 同 上（同）	13	13
公 告		
○ 令和7年度兵庫県立農業大学校入学試験の実施（農業改良課）	13	13
○ 特別保護地区の指定の案の縦覧公告（自然鳥獣共生課）	17	17
○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	18	18
○ 同 上（同）	19	19
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	19	19
○ 同 上（同）	20	20
○ 同 上（同）	21	21
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	22	22
○ 同 上（中播磨県民センター）	22	22
人事委員会公告		
○ 兵庫県職員事務系職種・技術系職種（高卒程度）採用試験の実施	22	22
公安委員会規則		
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	24	24
公安委員会告示		
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	26	26
警察本部公告		
○ 入札公告	28	28
○ 入札公告	31	31
正 誤		

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。



兵庫県告示第610号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山手台東(1) (115000217)	宝塚市山手台東5丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(2) (115000218)	宝塚市山手台東5丁目（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(3) (115000219)	宝塚市山手台東5丁目（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(4) (115000220)	宝塚市山手台東5丁目（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(5) (115000221)	宝塚市山手台東5丁目（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(6) (115000222)	宝塚市山手台東5丁目（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図6までは省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第611号

平成23年兵庫県告示第805号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

名谷東名I（101060007）の項中別図6を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第612号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山手台東(2) (115000218)	宝塚市山手台東5丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
山手台東(3) (115000219)	宝塚市山手台東5丁目(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
山手台東(4) (115000220)	宝塚市山手台東5丁目(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
山手台東(5) (115000221)	宝塚市山手台東5丁目(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
山手台東(6) (115000222)	宝塚市山手台東5丁目(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

(別図1から別図5までは省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第613号

令和2年兵庫県告示第1248号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

谷野(2)I(101050039)の項中別図27を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第614号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第374号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西大池(2)I (101070377)	神戸市北区西大池1丁目(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり



兵庫県告示第615号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第432号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
六甲台(4)(1)I (101020037)	神戸市灘区六甲台町(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
六甲台II (101020126)	神戸市灘区六甲台町(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり

兵庫県告示第616号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、令和3年兵庫県告示第380号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
塩屋(3)I (101060042)	神戸市垂水区塩屋町3丁目(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり

兵庫県告示第617号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
4006号 潮小学校
- 3 事業施行期間
令和6年6月28日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市潮江2丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第618号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。